



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025年8月26日

No.TWN_004

台湾国家安全法と国家核心重要技術

執筆者：台湾弁護士* [曾 宣翰](#) / 台湾弁護士* [黃 志翔](#)

監修：弁護士 [鈴木 由里](#) / 弁護士 [臼井 康博](#)

*但し、日本における外国法事弁護士の登録はありません

1. はじめに

国際政治緊張や技術競争がますます激化する中で、国家安全保障の範囲はすでに従来の軍事防衛を超え、重要産業や重要技術の保護へと拡大しています。台湾は世界のハイテク産業の要衝として、半導体や情報通信技術（ICT）分野で極めて重要な地位を占めていますが、その一方で、技術流出、産業スパイ、海外からの浸透といった多くの脅威にも直面しています。これらの課題に対応するため、政府は「国家安全法」などの法律を通じて多層的な防護体制を構築し、重要技術や産業優位性を侵害から守り、国家の競争力と安全基盤を維持しています。

本稿では、外国企業が台湾企業と商業提携や技術交流を行う際に関係する「国家安全法」の関連規制について説明します。

2. 国家安全法の背景と目的

「国家安全法」は、1987年の台湾における戒厳令解除に伴い、当初は「動員戡乱時期国家安全法」として制定されました。その後、1992年に現行の名称である「国家安全法」へと改称されました。当時はまだ冷戦下にあり、国際情勢の緊張や国内の安全保障の必要性に直面していました。当初の目的は、国家の根本的利益を脅かす行為、政府転覆やスパイ活動などを防止することにあります。

その後、技術の急速な進展やグローバル化の進行に伴い、脅威の形態は従来の軍事的浸透から、経済、技術、サイバーセキュリティなど多岐にわたる分野へと拡大しました。そのため、2022年には、新たな形態の脅威に対応するため、大幅な改正が行われ、「国家核心重要技術」に関する罪名や手続きが新たに追加されました。

国家安全法の核心的な目的は、国家主権、民主制度、社会の安定を維持し、防衛技術、資源エネルギー情報、先端産業技術などの敏感資産の流出を防ぐことです。また、潜在的な脅威を察知した

際に、政府が調査、制限、訴追など必要な措置を講じるための法的根拠を提供し、国家安全保障を包括的に強化することにあります。

3. 国家安全法と国家核心重要技術に関する制限

(1) 概要

国家安全法の主な内容には、国家安全を脅かす行為の種類¹の明確化、刑罰と処罰基準の規定²、特定機関への調査・執行権限の付与³、および沿岸、山地および軍事制限区域範囲の画定規定⁴が含まれます。

また、国家安全法のほかに、国家機密保護法や反浸透法などが存在し、国家安全保障の法体系を補完しています。

(2) 科学技術関連規制

科学技術や情報が国家安全保障の核心となる背景において、国家安全法では、外国または海外敵対勢力と結託して国家核心重要技術の営業秘密を複製、利用または漏洩など不法手段で侵害した者に対して刑罰を科すことを定めています（第3条第1項および第2項）。刑罰には、有期懲役や罰金が含まれます（第8条第1項および第2項）。さらに、国家安全法は政府に国家核心重要技術に対して、管理や輸出制限を実施する権限を付与し、重要技術の流出を防止しています（第3条第3項）⁵。

(3) 管轄範囲はサイバー空間にも及ぶ

グローバル化と情報化の時代において、敵対勢力は国家のネットワークや重要インフラを破壊・侵入・攻撃する可能性があります。国家安全保障上の脅威は領土・領海・領空といった物理的空間に限られず、すでにサイバー空間にも拡大しています。

このため、2019年改正の際に、国家安全の維持はインターネット空間にも及ぶことが追加されました。国家安全法第4条では、国家安全保障の維持および管轄範囲の対象がサイバー領域を含むことが規定されています。

(4) 2022年に追加された「産業スパイ罪」と「国家核心重要技術営業秘密の域外使用罪」

「産業スパイ罪」：

台湾の国家核心重要技術が不法に国外へ流出し、国家安全や産業利益に重大な損害を与えることを防ぐため、2022年の改正時に国家安全法に「産業スパイ罪」が新設されました。国家安全法第3条第1項では、外国、中国本土、香港、マカオ、海外の敵対勢力、またはそれらが設立もしくは実質的に支配する各種組織・機関・団体、またはそれらの派遣者のために、国家核心重要技術の営業

¹ 国家安全法第2条、第3条、第11条等。

² 国家安全法第7条、第8条、第12条等。

³ 国家安全法第5条、第9条等。

⁴ 国家安全法第6条。

⁵ 国家安全法に対して、営業秘密法は被害者に損害賠償請求や侵害禁止を請求する権利を与えています。企業や研究開発機関の非公開技術、製造工程、資料に対して、民事および刑事の保護を提供します。特に「外国、中国本土、香港、マカオ」において営業秘密を盗用または利用した場合には、刑罰が重くなります（営業秘密法第13条の2）。

この2つの法律は相互に補完する防護網を形成しており、一方で国家レベルで国家安全に関わる核心技術を保護し、他方で民事・商事法制により営業秘密を守ることで、技術流出や産業スパイのリスクを総合的に低減しています。

秘密を侵害する行為を行ってはならないと定めています。これに違反した場合、同法第 8 条第 1 項に基づき、5 年以上 12 年以下の有期徒刑および新台幣ドル 500 万元以上 1 億元以下の罰金が科される可能性があります。

「国家核心重要技術営業秘密の域外使用罪」：

上記の産業スパイ罪に加え、2022 年には「国家核心重要技術営業秘密の域外使用罪」も新設されました。国家安全法第 3 条第 2 項では、外国、中国本土、香港、マカオにおいて国家核心重要技術の営業秘密を使用する意図をもって、同営業秘密を侵害する行為を行ってはならないと定めています。これに違反した場合、同法第 8 条第 2 項に基づき、3 年以上 10 年以下の有期徒刑および新台幣ドル 500 万元以上 5000 万元以下の罰金が科されます。

(5) 国家核心重要技術

「国家核心重要技術」とは、国家安全、経済の中核、産業競争力に重大な影響を及ぼす技術を指し、その流出や支配を受けることによって国家全体の利益が損なわれる可能性があるものを意味します。現行の政策および産業構造に基づく、その範囲には国防軍事技術、半導体の製造プロセスおよび装置、情報通信技術、農業技術などの分野が含まれます。

国家核心重要技術項目リストは、行政院が国家科学及技術委員会（NSTC）に委託して設置する審議会によって作成され、情勢に応じて更新されます。最新の公告は 2024 年 12 月 31 日に発表されました⁶。

【表 1：国家核心重要技術リスト】

番号	技術項目	技術主務官庁
1.	軍用炭素繊維複合材料技術	国防部
2.	軍用炭素／炭素高温耐アブレーション材料技術	国防部
3.	軍用新型耐干渉敵味方識別技術	国防部
4.	軍用マイクロ波／赤外線／マルチモードシーカー技術	国防部
5.	軍用アクティブフェーズドアレイ探知技術	国防部
6.	ラムジェットエンジン技術	国防部
7.	衛星制御技術	NSTC
8.	宇宙用 X-Band 画像ダウンロード技術	NSTC
9.	宇宙用画像圧縮エレクトロニックユニット（EU）技術	NSTC
10.	宇宙用 CMOS イメージセンサ技術	NSTC
11.	宇宙用光学ペイロードシステムの設計・製造・統合技術	NSTC
12.	宇宙用アクティブフェーズドアレイアンテナ技術	NSTC
13.	宇宙用パッシブ反射面アンテナ技術	NSTC

⁶ 行政院「行政院：修正「國家核心關鍵技術項目及其主管機關」，自 113 年 12 月 31 日生效」参照。
<https://gaz.ncl.edu.tw/detail.jsp?sysid=E2431070>（最終閲覧日：2025 年 8 月 20 日）（中国語）

番号	技術項目	技術主務官庁
14.	宇宙用レーダー画像処理技術	NSTC
15.	小型衛星を軌道投入打ち上げ機推進可能なシステム設計・製造技術	NSTC
16.	小型衛星を軌道投入打ち上げ機飛行姿勢判定・制御可能な技術	NSTC
17.	量子ビット設計・製造工程技術	NSTC
18.	低温半導体チップ回路設計・製造工程技術	NSTC
19.	14 nm 以下プロセスの IC 製造技術およびその重要ガス・化学品・装置技術	経済部
20.	異種チップ集積パッケージ技術—ウェハーレベルパッケージ技術、シリコンフォトニクス統合パッケージ技術およびその特殊必要材料・装置技術	経済部
21.	ミリ波窒化ガリウム (GaN) パワーアンプ単結晶マイクロ波集積回路チップ設計技術	経済部
22.	高周波パワーアンプ用窒化ガリウム (GaN) 半導体製造技術	経済部
23.	高電圧パワーデバイス用炭化ケイ素 (SiC) 半導体製造技術	経済部
24.	人工知能用高性能チップ設計技術	経済部
25.	高帯域幅密度小チップ相互接続回路設計技術	経済部
26.	二次電池セル—高エネルギー密度・高サイクル寿命の単一セル設計・化学合成・製造技術	経済部
27.	チップセキュリティ技術	デジタル発展部
28.	ポスト量子暗号保護技術	デジタル発展部
29.	ネットワークアクティブ防御技術	デジタル発展部
30.	農業品種育成および繁殖技術—液体菌種培養技術、水生単性繁殖技術	農業部
31.	農業バイオチップ技術—農薬残留検査技術、動植物病原検査バイオチップ技術	農業部
32.	農業施設エキスパートシステム技術—作物温室、養殖漁業水環境の設計・運営および維持管理エキスパートシステム技術	農業部

* NSTC は国家科学及技術委員会を意味します。

4. 実例

2025年7月、台湾の大手半導体企業において、2ナノ製造工程（国家核心重要技術たる「14 nm 以下プロセスの IC 製造技術およびその重要ガス・化学品・装置技術」）に関連する技術が不正に持ち出された疑いが発覚しました。内部監視で異常アクセスが検知され、台湾当局は関係者を逮捕

しました⁷。本稿執筆時点では、なお調査が続いています。本件は、2022年の国家安全法改正で新設された「産業スパイ罪」が初めて適用される事例であり、違反者には最長12年の懲役および巨額の罰金が科される可能性があります⁸。

5. おわりに

以上のとおり、台湾の国家安全法は一般的な営業秘密の保護を目的としたものではありませんが、一部の営業秘密は国家安全に直接影響を及ぼすため、通常の商取引においても国家安全法などの規制に触れる可能性があります。

日本企業を含む外国企業が台湾企業と技術提携や商取引を行う際には、国家安全法などの関連規定に特に注意し、核心・重要技術の不法な取得、使用、移転などに関わらないようにする必要があります。提携内容が半導体、国防、情報通信などの機微な分野に関係する場合、事前に主務官庁の許可申請が必要かどうかを確認し、資料の取り扱い、技術交流、人員の往来がすべて法定手続に適合していることを確保しなければなりません。必要に応じて、弁護士や専門機関に依頼し、協力関係が合法かつ安全であることを担保することが重要です。

⁷ 台湾工程師看台積電洩密：以前睜隻眼閉隻眼，現在一定要處理、BBC 中文、2025 年 8 月 13 日
(<https://www.bbc.com/zhongwen/articles/c39dr00mg2zo/trad> (最終閲覧日：2025 年 8 月 20 日)) (中国語)

⁸ 台積電 2 奈米機密外洩案 國科會：最重可判 12 年刑責、中央通訊社、2025 年 8 月
(<https://www.cna.com.tw/news/afe/202508050348.aspx> (最終閲覧日：2025 年 8 月 20 日)) (中国語)

アジアプラクティスチームの最新情報 *2025/8/26時点

ホーチミンオフィスLinkedInにて掲載中

[\[Vietnam Legal Update on LinkedIn\]](#)

[“Vietnam’s Personal Data Protection Law: Essential Updates for Businesses”](#) (2025年7月31日)

ニューズレター

インドネシア : 「[インドネシアの土地収用システムについて](#)」 (2025年8月25日)

インド : 「[非転換社債 \(NCDs\) を通じたインド投資](#)」 (2025年8月4日)

ベトナム : 「[ベトナムにおける新たな事業手続き枠組みの導入](#)」 (2025年8月1日)

開催予定のセミナー

ベトナム : 「[ベトナムビジネス成功のカギ：ベトナム人事・労務・税務のポイント](#)」
2025年8月27日開催予定

執筆者

台湾弁護士* [曾 宣翰](#) (A&S福岡法律事務所弁護士法人** アソシエイト、高雄弁護士会)
Email: oliver.tseng@aplaw.jp

台湾弁護士* [黄 志翔](#) (アソシエイト、台北弁護士会)
Email: shawn.huang@aplaw.jp

監修

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)
Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 [白井 康博](#) (A&S福岡法律事務所弁護士法人** パートナー、福岡県弁護士会)
Email: yasuhiro.usui@aplaw.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

**A&S福岡法律事務所弁護士法人は、渥美坂井法律事務所弁護士法人と提携関係にありますが別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 台湾チーム

Email: ipg_taiwan@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所弁護士法人） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office OpemTurm (13th Floor) Bockenheimer Landstraße 2-4, 60306 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	